

令和5年5月1日

保護者各位

おもちゃのまち幼稚園

園長 小野塚 聡

新型コロナにかかった場合の保護者の再通園申し出について

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、5月8日から施行されます。

- 1 出席停止期間が変更され「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。「発症した後5日」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や軽快した日の翌日から起算することとされています。また、幼稚園への再通園にあたっては、主治医の通園許可（保護者の申出書で可）が必要です。
- 2 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなりました。これにより、家族が感染者となった場合でも、感染が確認されていない者については、ただちに出席停止の対象とはなりません。ただし、ご家庭内で感染者を適切に隔離するなどの感染対策をとっていただく必要があります。

新型コロナウイルスの法律上の位置づけが変わっても、ウイルスがなくなるわけではありません。

当面は、これまで取ってきた感染対策を継続し、園児の健康、命を守るため、感染抑止につとめてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

\* 「申出書」は再通園の当日に幼稚園で書くことも可能です。

----- キリトリセン -----

保護者の再通園申出書（新型コロナ）

令和 年 月 日

保護者 \_\_\_\_\_

◎新型コロナは治癒し 月 日より再通園させるにあたり下記のとおり申し出ます。

園児名・クラス	□諸症状がないことを確認		
新型コロナ発症日	令和 年 月 日 ( )	□発症した次の日から <u>5日経過</u> を確認	
解熱した日	令和 年 月 日 ( )	□軽快した次の日から <u>1日経過</u> を確認	
医療機関・主治医・TEL			
医師の通園許可	□受診して確認 □電話で確認 □その他の方法 ( )		

おもちゃのまち幼稚園 御中